

第 3 期 中 間 決 算 公 告

2021年12月24日

大阪市中央区備後町二丁目2番1号
株式会社 関西みらい銀行
代表取締役社長 菅 哲哉

中 間 貸 借 対 照 表 (2021年 9月30日現在)

(単 位 : 百 万 円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	3,092,417	預 金	7,520,841
買 入 金 銭 債 権	72	譲 渡 性 預 金	270,900
有 価 証 券	963,739	コ ー ル マ ネ ー	1,222,880
貸 出 金	6,733,824	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	55,771
外 国 為 替	10,468	借 用 金	1,484,371
そ の 他 資 産	63,258	外 国 為 替	79
そ の 他 の 資 産	63,258	そ の 他 負 債	47,097
有 形 固 定 資 産	71,842	未 払 法 人 税 等	2,346
無 形 固 定 資 産	7,848	リ ー ス 債 務	1,174
前 払 年 金 費 用	24,261	資 産 除 去 債 務	1,233
繰 延 税 金 資 産	17,837	そ の 他 の 負 債	42,343
支 払 承 諾 見 返	16,454	賞 与 引 当 金	3,024
貸 倒 引 当 金	33,764	退 職 給 付 引 当 金	8,100
		そ の 他 の 引 当 金	3,991
		再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	215
		支 払 承 諾	16,454
		負 債 の 部 合 計	10,633,727
		(純 資 産 の 部)	
		資 本 金	38,971
		資 本 剰 余 金	170,998
		資 本 準 備 金	38,971
		そ の 他 資 本 剰 余 金	132,026
		利 益 剰 余 金	117,628
		そ の 他 利 益 剰 余 金	117,628
		繰 越 利 益 剰 余 金	117,628
		株 主 資 本 合 計	327,598
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	6,609
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	132
		土 地 再 評 価 差 額 金	458
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	6,934
		純 資 産 の 部 合 計	334,533
資 産 の 部 合 計	10,968,260	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	10,968,260

中間損益計算書 〔 2021年 4月 1日から
2021年 9月30日まで 〕

(単位：百万円)

科 目	金	額
経 常 収 益		57,758
資 金 運 用 収 益	39,129	
(うち貸出金利息)	(36,210)	
(うち有価証券利息配当金)	(1,900)	
信 託 報 酬	6	
役 務 取 引 等 収 益	15,972	
そ の 他 業 務 収 益	1,631	
そ の 他 経 常 収 益	1,019	
経 常 費 用		47,864
資 金 調 達 費 用	1,136	
(うち預金利息)	(1,136)	
役 務 取 引 等 費 用	6,268	
そ の 他 業 務 費 用	176	
営 業 経 費	36,476	
そ の 他 経 常 費 用	3,806	
経 常 利 益		9,893
特 別 利 益		245
特 別 損 失		370
税 引 前 中 間 純 利 益		9,768
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,569	
法 人 税 等 調 整 額	1,730	
法 人 税 等 合 計		3,299
中 間 純 利 益		6,469

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）ただし、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分して計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	6年～50年
その他	2年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

また、株式会社びわこ銀行との合併により生じたのれんについては、20年間の定額法により償却を行っております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）及び今後の管理に注意を要する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の破綻懸念先に対する債権、及び貸出条件や履行状況に問題のある債務者、業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題のある債務者など今後の管理に注意を要する債務者（以下、「要注意先」という。）で、当該債務者に対する債権の全部または一部が要管理債権である債務者（以下、「要管理先」という。）に対する債権については今後3年間、要管理先以外の要注意先及び業績が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者（以下、「正常先」という。）に対する債権については今後1年間の予想損失額を見込んで計上しております。これらの予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は64,668百万円であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。

また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間期末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異の処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異 各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌期から損益処理

(4) その他の引当金

その他の引当金は、将来発生が見込まれる費用又は損失について合理的に見積もることができる金額を計上しております。

主な内訳は次のとおりであります。

預金払戻損失引当金 2,446百万円

負債計上を中止した預金について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、計上しております。

信用保証協会負担金引当金 1,202百万円

信用保証協会の責任共有制度導入等に伴い、将来、負担金として発生する可能性のある費用を見積もり、計上しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産及び負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2020年10月8日。以下「業種別委員会実務指針第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(会計方針の変更)

収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当中間会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過措置に従っており、当中間会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当中間会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

これによる影響は軽微であります。

時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第8項に従いデリバティブ取引の時価算定における時価調整手法について、市場で取引されるデリバティブ等から推計される観察可能なインプットを最大限利用する手法へと見直ししております。当該見直しは時価算定会計基準等の適用に伴うものであり、当社は、時価算定会計基準第20項ただし書きに定める経過措置に従い、当中間会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を当中間会計期間の期首の利益剰余金に反映しております。この結果、当中間会計期間の期首の「利益剰余金」中の繰越利益剰余金が175百万円減少、その他資産が246百万円減少、繰延税金資産が55百万円増加、その他負債が14百万円減少しております。

また、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過措置に従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これにより、その他有価証券のうち国内株式は原則として中間会計期間末月1ヵ月平均に基づいた市場価格等により評価していましたが、当中間会計期間末より中間会計期間末日の市場価格により評価しております。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染拡大に伴う貸倒引当金の見積りについて

新型コロナウイルスの感染拡大とこれに伴う経済活動の停滞は、2021年度以降も2年程度はその影響が継続し、当社の債務者の業績

に影響があるものと仮定を置いております。

当該仮定の下で、当社の貸出金等について、新型コロナウイルスの感染拡大の影響分析に基づき、各債務者の信用リスクに重要な影響が及ぶと推定される業種を選定し、当該業種に属する要注意先の貸出金等に内包する信用リスクに備えた追加的な引当金を計上しております。

新型コロナウイルスの感染状況や経済活動への影響の変化に伴い、今後予想される債務者の業績悪化の程度に不確実性が伴うことから、上述の追加的な引当金の対象となる貸出金等に係る業種や予想損失率等に変更があった場合には、上述の追加的な引当金額は増減する可能性があります。

なお、前事業年度から当該仮定に変更はありません。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額 22,941 百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,292百万円、延滞債権額は89,097百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(1965年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は1,954百万円であります。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は25,340百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は117,686百万円であります。

なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は12,666百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 676,245 百万円

貸出金 1,508,864 百万円

担保資産に対応する債務

預金 21,588 百万円

債券貸借取引受入担保金 55,771 百万円

借入金 1,484,371 百万円

上記のほか、為替決済、デリバティブ取引等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金3,300百万円、その他の資産27,863百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、金融商品等差入担保金4,971百万円、敷金保証金2,589百万円、先物取引差入証拠金500百万円が含まれております。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、714,278百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が675,570百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 1999年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第5号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 476百万円

10. 有形固定資産の減価償却累計額 42,723百万円

11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当社の保証債務の額は51,563百万円であります。

12. 「銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率（国内基準）は8.33%であります。

(中間損益計算書関係)

1. その他経常収益には、償却債権取立益 634百万円及び株式等売却益 29百万円を含んでおります。
2. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額 1,838百万円、貸出金償却 1,021百万円、経営統合関係費用520百万円を含んでおります。

(有価証券関係)

中間貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金及び「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 満期保有目的の債券(2021年9月30日現在)

	種類	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	144,445	145,740	1,294
	地方債	2,607	2,628	20
	社債	61,744	62,968	1,224
	小計	208,797	211,337	2,539
時価が中間貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	81,618	81,470	147
	地方債	1,317	1,313	3
	社債	6,908	6,889	19
	小計	89,844	89,674	170
合計		298,642	301,011	2,368

2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式(2021年9月30日現在)

市場価格のあるものはありません。

なお、市場価格のない子会社・子法人等株式及び関連法人等株式は、以下のとおりであります。

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	22,941

3. その他有価証券(2021年9月30日現在)

	種類	中間貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	8,905	3,990	4,915
	債券	273,576	272,839	737
	国債	70,432	70,309	122
	地方債	53,605	53,584	21
	社債	149,539	148,945	593
	その他	68,112	63,253	4,858
	小計	350,594	340,083	10,511
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	231	270	38
	債券	245,161	245,449	287
	国債	28,092	28,130	37
	地方債	72,425	72,486	60
	社債	144,644	144,833	189
	その他	41,875	42,735	860
小計	287,268	288,455	1,187	
合計		637,863	628,539	9,324

(注)上表に含まれない市場価格のない株式等及び組合出資金等の中間貸借対照表計上額

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
市場価格のない株式等	2,590
組合出資金等	1,775

組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)第27項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

4. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間期における減損処理額は、45百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、償却・引当基準の自己査定による有価証券発行会社の債務者区分に従い、次のとおりとしております。

正常先：原則として時価が取得原価に比べて50%以上下落

要注意先：時価が取得原価に比べて30%以上下落

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先：時価が取得原価に比べて下落

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金及び貸出金償却	28,577	百万円
退職給付引当金	6,461	
有価証券償却	3,605	
その他	10,501	
繰延税金資産小計	49,145	
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	18,438	
評価性引当額小計	18,438	
繰延税金資産合計	30,706	

繰延税金負債

前払年金費用	7,419	
その他有価証券評価差額金	2,714	
退職給付信託設定益	1,535	
その他	1,199	
繰延税金負債合計	12,868	
繰延税金資産の純額	17,837	百万円

(1株当たり情報)

1株当たり純資産	3,661円71銭
1株当たり中間純利益	70円81銭